

<第2回災害ケースマネジメント全国協議会>

# 日本司法書士会連合会・司法書士会の 被災者支援活動(東日本大震災編)

2026年1月15日

日本司法書士会連合会



日本司法書士会連合会  
公式キャラクター  
しおし

## 大槌町相談センターにおける相談活動の手引き

### はじめに

巡回相談活動は、人員面においては、全国の司法書士会員の派遣協力の支援を得ることによって、また資金面においては、全会員の負担による特別会費から拠出される市民救援基金により相談員の日当等が支給され、成り立っています。

相談員が多人数によって構成されており、全国の司法書士会から派遣されていることから、一定の活動手引きが必要です。また、貴重な会費によって活動が支えられていることから、無駄な出費を削減することが求められます。

このような観点から、相談活動において留意してほしい事項等を下記に記載しました。

初めて被災地を訪問される相談員はもちろん、何度も被災地の巡回相談をしてご支援下さっている相談員もお目通しいただき、相談活動にあたって下さるようお願いします。

### 巡回相談におけるお声掛け

#### <悪い例>

- ・「相談ありませんか？」
- ・「お困り事はありませんか？」

仮設住宅に伺う際の第一声は、上記のようなお声掛けをすると「ありません」との回答をされ会話が終わってしまいます。仮設住宅の皆様の近況を伺いつつ、会話の中からご相談を承る能動的な相談となりますので上記は禁句ワードです。

#### <良い例>

- ・「こんにちは、司法書士会ですが、先日の大雨は大丈夫でしたか？」
- ・「こんにちは、司法書士会ですが、やっと最近は秋晴れで気持ちよくなりましたね。夏の仮設は暑くませんでしたか？」

上記のような会話から、仮設住宅にお住いの皆様の近況について伺ってください。また、近況を伺っていく中で、「移転先はお決まりになられましたか？」等もより深くお話しを聞く際の良いワードになります。

次の移転先が決まっている方に対しては、工事の遅れ等の不満等もあるようですので、傾聴してください。また、次の移転先が決まっていない方に対しては、どのようなご事情が障壁となっているのかを伺ってください。

いずれにしろ、対話の中から、ご相談を伺うことが大切なことですので、決して相談の押し売りはしないようにお願いいたします。

## ”心のケアは、やめてほしい”

被災地で活動するものとして  
ホスピスでボランティアするものとして  
はっとするこの、言葉。

意外なようだけれど  
被災地の  
私の友人知人の間では  
よく耳にする。

世間では  
「心のケア」 や 「グリーフケア（悲しみのケア）」 が  
いかに大事かということがいろいろな媒体で語られ  
それに関する活動や著書もたくさんあるように思う。

世間には  
臨床心理士や心理学者をはじめ  
医療関係者や児童関係者、カウンセラーや傾聴活動  
「心のケア」 関係者がおり

そして宗教者にも  
「心のケア」 の担い手としての必要性が叫ばれている。

なのに

心のケアは、やめてほしい。

私が耳にするこの言葉は  
ただのコトバではなくて  
当事者の”痛み” を伴った  
「訴え」 にも似たものだ。

経験値の浅い大学生という” しろうと ”  
2011 年のあるとき

お世話になっている NGO が  
大学生のグループをボランティアとして受け入れて  
仮設住宅を訪問し、いわば「傾聴」や「慰問」の活動をする  
その手伝いをした。

NGO スタッフからすると  
特別なトレーニングをしたわけでもない  
「普通の大学生」を  
被災地の  
それも被害の大きかった地区に連れていくことは  
経験の面でも、いわゆる” 気遣い ” の面でも  
不安が大きかったらしい。

私から見ても  
このあらゆる意味で経験値の浅い  
いわば” しようと ” とも呼びたくなるような  
よく言えば「思いに突き動かされて」きた” だけ ” の大学生たちは  
なにか非常に危ういように思え  
はたして被災者の皆さん役に立つんだろうか…と  
心配しながらの活動だった。

慰問としての  
楽器の演奏などが終わり  
いっしょにお茶を飲む時間となった。  
予想どおり、お茶の時間は  
相当ぎこちなく始まった。  
学生はもちろん、実際に被害にあった人たちと  
ひざを交えて話すのは初めてだろうし  
それに近い経験でさえなかったはず。

仮設住宅の皆さんも  
そんな学生と何を話せばいいのか戸惑っているようだった。

ところが…

心のケアが「生まれる」

私用の電話の対応のため  
私は少しその場を離れた。

20~30分のち、皆のいる  
仮設住宅の集会所に戻ってみると

さっきのぎこちなさがウソのように  
何やら盛り上がっている！  
集会所の外まで  
学生と住人の皆さん両方の笑い声が  
響いている！

驚いて集会所に入り  
みんなの輪に入ってまた驚いた。

「シモネタ」のオンパレード！

なんと学生と仮設住宅の皆さんは

「シモネタ」で盛り上がっていたのだった！

所定の時間が過ぎ  
私たちと学生が帰る頃になると  
仮設住宅の皆さんは涙ながらに別れを惜しみ  
学生たちも涙ながらに  
再訪を約束しながら手を振った。

通じ合うことで  
皆の「いのちのチカラ」が目を覚ました。

「心のケア」がそこに生まれたのだ。

アンロック！

そうとは気づかないトラップ

あなたに「心のケア」を「します」

そう言われたらきっと誰もが  
キュッと心が縮み  
身体がこわばり  
むしろ「ロック」してしまう。

そのロックが起きてしまうと  
「心のケア」以前に その人そのものを  
受け付けることができずに  
むしろその相手に「気遣いをさせ」  
結果的に「むしろ傷つけてしまう」  
ことにつながってしまう。

それは、いわゆる「らしさ」を  
知らずに身にまとう人

えてして宗教者を含むあらゆる専門職に多く  
「心のケア」を「します」という人が  
本人は「そうと気付かずに」  
陥りやすいトラップなのだ。

だから

「らしさ」などどうでもいいのだ。

参照元：曹洞宗藤源寺 28 世住職のブログ

<http://satoryoki.hatenablog.com/entry/2015/10/25/223545>

◆ 土曜日の活動 ◆

○巡回相談及びセンター相談

岩手県会の会員が1名派遣されます。(総会等のために派遣されない日もあります。)

1人はセンターの相談員としてセンターで待機し、4人で仮設巡回して下さい。

また、巡回相談の際、二人一組で巡回することにより、住民との対話がスムーズにできま  
すので、慣れるまでは二人一組での巡回相談が好ましいです。

○巡回にあたっての持ち物

<input type="checkbox"/> ビブス	<input type="checkbox"/> 身分証	<input type="checkbox"/> チラシ
<input type="checkbox"/> カルテ、相談票	<input type="checkbox"/> 地図	

チラシが足りない際は印刷下さい。

車のナビでは辿り着けない仮設もあります。地図はプリントして持参下さい。

○巡回相談について

できる限り、ミッションシートの順番に従って巡回下さい。

※ f a c e b o o k にて告知しております。

仮設に着いたら、車の中等で全員でカルテに目を通して、注意事項等がないか確認し合つ  
て下さい。

巡回中に、見守りが必要と感じた方や気がかりな高齢者等(要見守り人物)がおられまし  
たら、カルテに記入下さい。

※大槌町内の仮設を巡回するにあたっては、大槌町との間で見守りネットワーク契約  
を締結しています。

要見守り人物については、カルテ等で報告下さい。(大槌町へは岩手県司法書士会  
から報告します。)

緊急性を要すると思われる場合は、救急病院や消防署等へ通報するなり臨機応変  
に対応下さい。

見守りネットワーク契約(おおつち愛・あいネット)とは  
地域が、日常の生活や仕事の中で、高齢者のちょっと気がかりなことに気付いたときに地  
域包括支援センターへ連絡し、高齢者を見守っていくものです。地域包括支援センターに  
配置されている専門職が対応し、必要な支援に繋げていく狙いです。

——高齢者見守りのポイント・サイン——

異臭がする、怒鳴り声や悲鳴が聞こえる、ゴミがたまっている、介護者を抱え家族に疲  
れている様子がある etc.

# 日本司法書士会連合会 【資料1】

巡回時の写真は毎回、f a c e b o o kに掲載しています。

写真(写メでもかまいません)を撮って、下記アドレスまでメールにて送付下さい。なお、被写体に住民が写っている際は、必ずご本人の了承をもらって下さい。

●●●●@●●●● か ●●●●@●●●●

## ○カルテについて

巡回相談はおおよそ3ヶ月毎に一周しますが、前回巡回相談を受けた相談員と同じ相談員が次回も担当できることはまずありません。巡回した相談員は、次回に巡回する相談員のために伝えておきたい情報、引継ぎすべき事項等や相談内容等をカルテに残し、次回以降に同じ仮設を巡回する相談員は、カルテに目を通してから巡回して下さい。皆で協力しあって、相談の質の改善を図りましょう。

## ○巡回が終わったら

相談が長引いて時間が遅くなってしまった等の事情がない限り、センターに帰って、センター相談員と一緒に相談活動について報告や振り返りをして下さい。巡回中に受けた相談や気付いたこと等、1日の活動を思い返し、みんなでカルテの整備をし、相談活動の改善点等を話し合い、共有しましょう。

## ○報告について

相談報告書に今日1日の相談件数を記入の上、相談票およびカルテと共にFAXをお願いいたします。(日曜日の相談終了後に土日分として送付いただいて構いません。)

## ◆ 日曜日の活動 ◆

## ○巡回相談及びセンター相談

岩手県会の会員の派遣はありません。

1人はセンターの相談員としてセンターで待機下さい。

## ○「来週伺います」の事前チラシ配布について

相談時間が長引いた等で帰りの時間が間に合わない等の事情を除き、巡回終了時刻前に、来週の巡回仮設に事前チラシを投函下さい。

投函された事前チラシを見て、巡回日時の問い合わせの電話をかけてくる方や、巡回時に「お待ちしていましたよ」とお声掛けしてくれる方もいます。

事前に告知をしておくことにより、仮設住民も心構えができます。ご面倒ですが、できる限り配布下さるようお願い致します。

# 日本司法書士会連合会 【資料1】

なお、事前チラシを印刷する際は必要な分だけ印刷し、なるべく無駄刷りしないよう留意下さい。

## ○カルテの送付について

日曜日のセンター担当者は、午前中に土曜のカルテのデータを入力下さい。

日曜のカルテについても、できる限りセンターで入力し、データはP Cで担当に送付してもらえば助かります。データ入力できなかったものについては、担当者までF A Xにて送付下さい。

## ○報告について

相談報告書に相談件数を記入の上、相談票およびカルテと共にF A Xをお願いいたします。(カルテについては上記の要領にてご送付いただければ幸いです。)

送付先の担当、メールアドレス、携帯電話は下記のとおり。

陸前高田 :	●●●●●	●●●●@●●●●●	●●●-●●●●●-●●●●●
大 樋 :	●●●●●	●●●●@●●●●●	●●●-●●●●●-●●●●●
	●●●●●	●●●●@●●●●●	●●●-●●●●●-●●●●●
	●●●●●	●●●●@●●●●●	●●●-●●●●●-●●●●●
宮 古 :	●●●●●	●●●●@●●●●●	●●●-●●●●●-●●●●●
	●●●●●	●●●●@●●●●●	●●●-●●●●●-●●●●●

## ○巡回が終わったら

電気等のスイッチオフの確認、窓閉めや施錠等をよく確認下さい。

多数の方がセンターを利用します。ごみは持ち帰りし、皆さんのがいつもきれいに使用できるようご協力下さい。

また、コピー用紙、トナー、灯油、トイレットペーパー等が不足している際は、上記の担当にお知らせ下さい。

## ○安全第一

幸いなことに、これまで大きな事故はありません。巡回中に事故はもちろんですが、自宅に着くまでくれぐれも気を抜かず安全にお帰り下さい。

## &lt;陸前高田相談センター&gt;ミッション・シート

★巡回見守り相談は単なるビラ配りではありません。仮設住宅の方々との対話(傾聴)を重視して活動をお願いいたします。◆下記巡回見守り相談予定箇所はあくまでも目安です。時間内に終了した場合は、引き続き仮設住宅一覧に基づいて巡回見守り相談をお願いいたします。

<日 程> : 平成 ● 年 ● 月 ● 日 (土) から

平成 ● 年 ● 月 ● 日 (日) まで

時間：土曜日：13～17時、日曜日：10～15時

(冬期間（12月～3月）は土曜日：13～16時、日曜日10～15時)

<支 援 会> : **●●司法書士会**

<ご担当者> :	●● さん	携帯番号 :	●●●-●●●●-●●●●
	●● さん	携帯番号 :	-
	●● さん	携帯番号 :	-
	●● さん	携帯番号 :	-

<岩手担当> : 令和 ● 年 ● 月 ● 日 (土)

●● さん 携帯番号 : ●●●-●●●●-●●●●

令和 ● 年 ● 月 ● 日 (日)

- さん 携帯番号 : -

巡回相談予定箇所	仮設no.	団地名	住所	世帯数
	1	●●	●●●●●	●●
	2	●●	●●●●●	●●
	3	●●	●●●●●	●●
	4	●●	●●●●●	●●
	5	●●	●●●●●	●●
	6	●●	●●●●●	●●
	7	●●	●●●●●	●●
	8	●●	●●●●●	●●
	9	●●	●●●●●	●●
	10	●●	●●●●●	●●
	11	●●	●●●●●	●●
	12	●●	●●●●●	●●
合計				●●●

## 仮設住宅カルテ メモ

仮設番号・仮設住宅名	●●	●●●●
住所		●●●●●●
世帯数		●●

### 1. 仮設団地全体の様子や雰囲気について。

※入居率（退去率）の大まかな割合（「約〇割」）、高齢者や若い方の比率、集約化予定など、わかる範囲でメモをお願いします。個別の空室状況（「1－1から1－4まで空室」など）の記載までは不要です。

### 2. 次回の巡回相談担当者へ引き継ぎたいこと。

### 3. その他、カルテに残しておきたいこと。（具体的な相談以外でも、雑談の内容など）



---

## 巡回見守り相談マニュアル ver. 陸前高田

© 岩手県司法書士会  
〒 020-0015  
岩手県盛岡市本町通 2-12-18  
電話 019-622-3372 • FAX 019-653-2427



## 土曜日の相談活動

### 待ち合わせ

岩手県会の会員が1名派遣されます。（研修会等のため、派遣できない場合もあります）

陸前高田相談センターが令和元年7月末日をもって廃止されました。そのため、陸前高田市内の適宜の場所にて待ち合わせの上、岩手県会会員と共に相談活動を行うこととなります。

<今回の待ち合わせ場所>

陸前高田相談センターの跡地

〒029-2203 岩手県陸前高田市竹駒町字相川 154-21

<https://www.google.co.jp/maps/place/%E3%80%92029-2203+%E5%B2%A9%E6%89%8B%E7%9C%8C%E9%99%B8%E5%89%8D%E9%AB%98%E7%94%B0%E5%B8%82%E7%AB%B9%E9%A7%92%E7%94%BA%E7%9B%B8%E5%B7%9D%EF%BC%91%EF%BC%95%EF%BC%94%E2%88%92%EF%BC%92%EF%BC%91/@39.0338713,141.6224404,17z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x5f88a36b7cc2022f:0x942a1a6c269761e9!8m2!3d39.0338713!4d141.6246291?hl=ja>



陸前高田司法書士相談センターfacebook ページ

<https://www.facebook.com/rikuzenntakadasihoushi/>



### 緊急連絡先

● ● ● ● 携帯 ● ● ● - ● ● ● ● - ● ● ● ●

● ● ● ● 携帯 ● ● ● - ● ● ● ● - ● ● ● ●

● ● ● ● 携帯 ● ● ● - ● ● ● ● - ● ● ● ●

### 巡回見守り相談にあたっての持ち物の確認

巡回見守り相談パッケージ

内包物	チェック欄□
ビブス 5着	<input type="checkbox"/>
身分証 5個	<input type="checkbox"/>
チラシ 100枚	<input type="checkbox"/>
ミッションシート 5名分	<input type="checkbox"/>
相談票 20枚	<input type="checkbox"/>
報告書・報告書ファイル	<input type="checkbox"/>
着払いの宅配便・ゆうぱつく伝票 各1通	<input type="checkbox"/>
クリップボード 5個	<input type="checkbox"/>
ボールペン 5本	<input type="checkbox"/>
ガムテープ 1本	<input type="checkbox"/>

### 巡回見守り相談（13時から16時まで）

岩手県会の会員及び支援会の会員5名で巡回見守り相談を行ってください。

また、巡回相談の際、二人一組で巡回することにより、住民との対話がスムーズにできますので、慣れるまでは二人一組での巡回相談が好ましいです。

できる限り、ミッションシートの順番に従って巡回下さい。

※ [f a c e b o o k](#) で、巡回見守り相談箇所について告知しております。（URLは下記のとおり）

<https://www.facebook.com/●●●●/>

仮設住宅に着いたら、全員が車中等でカルテに目を通して、注意事項等がないか確認し合って下さい。

巡回中に、見守りが必要と感じた方や気がかりな高齢者等（要見守り人物）がおられましたら、カルテに記入下さい。

### 高齢者見守りのポイント・サイン

異臭がする、怒鳴り声や悲鳴が聞こえる、ゴミがたまっている、介護者を抱え家族に疲れている様子がある etc.....

### 巡回見守り相談時の写真

巡回見守り相談時の写真は、毎回、[f a c e b o o k](#) に掲載しています。写真（写メでも構いません）を撮って、下記アドレスまでメールにて送付下さい。

なお、被写体に住民が写っている際は、必ずご本人の承諾をいただいて下さい。

●●●●@●●●●●

### カルテについて

巡回見守り相談はおおよそ3ヶ月毎に一周しますが、前回、相談を受けた相談員と同じ相談員が次回も担当できることはまずありません。

そのため、巡回見守り相談した相談員は、次回に巡回見守り相談する相談員のために伝えておきたい情報、引継ぎすべき事項等や相談内容等をカルテに残し、次回以降に同じ仮設を見守り相談する相談員は、カルテに目を通してから巡回見守り相談を行って下さい。

相談員同士で協力しあって、相談の質の向上を図りましょう。

### 巡回見守り相談終了後

相談が長引いて時間が遅くなってしまった等の事情がない限り、巡回見守り相談当日の相談活動について報告や振り返りをして下さい。巡回見守り相談中に受けた相談や気付いたこと等、1日の活動を思い返し、相談活動の改善点等を話し合い、共有しましょう。

相談者の中には、お気持ちが落ち着いておられない方もいらっしゃいます。そしてそれが、相談員の心に重くのし掛かることもあります。相談活動終了後のこの振り返りにより、相互に共有されることになり、相談員の心の調和が図れることとなります。

その後は、現地解散をお願いいたします。安全運転に気を付けてお帰り下さい。

### 報告について

相談報告書に今日1日の相談件数を記入の上、記入後の相談票およびカルテと共に巡回相談パッケージ内の報告書ファイルに入れてください。

## チャプター



### 日曜日の相談活動

#### 巡回見守り相談（10時から15時）

日曜日は午前中の巡回見守り相談活動になります。

岩手県会の会員は参りませんので、支援会の会員4名で巡回見守り相談を行ってください。

\*注意事項等は「チャプター土曜日」と同様です。

\*昼食休憩は適宜の時間にお願いいたします。なお、お昼の時間帯は、仮設住宅の皆様も昼食ですので、12時から13時までは巡回見守り相談を行わないようご配慮をお願いいたします。

その他は土曜日と同様です。前ページをご参照下さい。

#### 報告について

相談報告書に今日1日の相談件数を記入の上、記入後の相談票およびカルテと共に巡回相談パッケージ内の報告書ファイルに入れてください。

#### パッケージ発送について

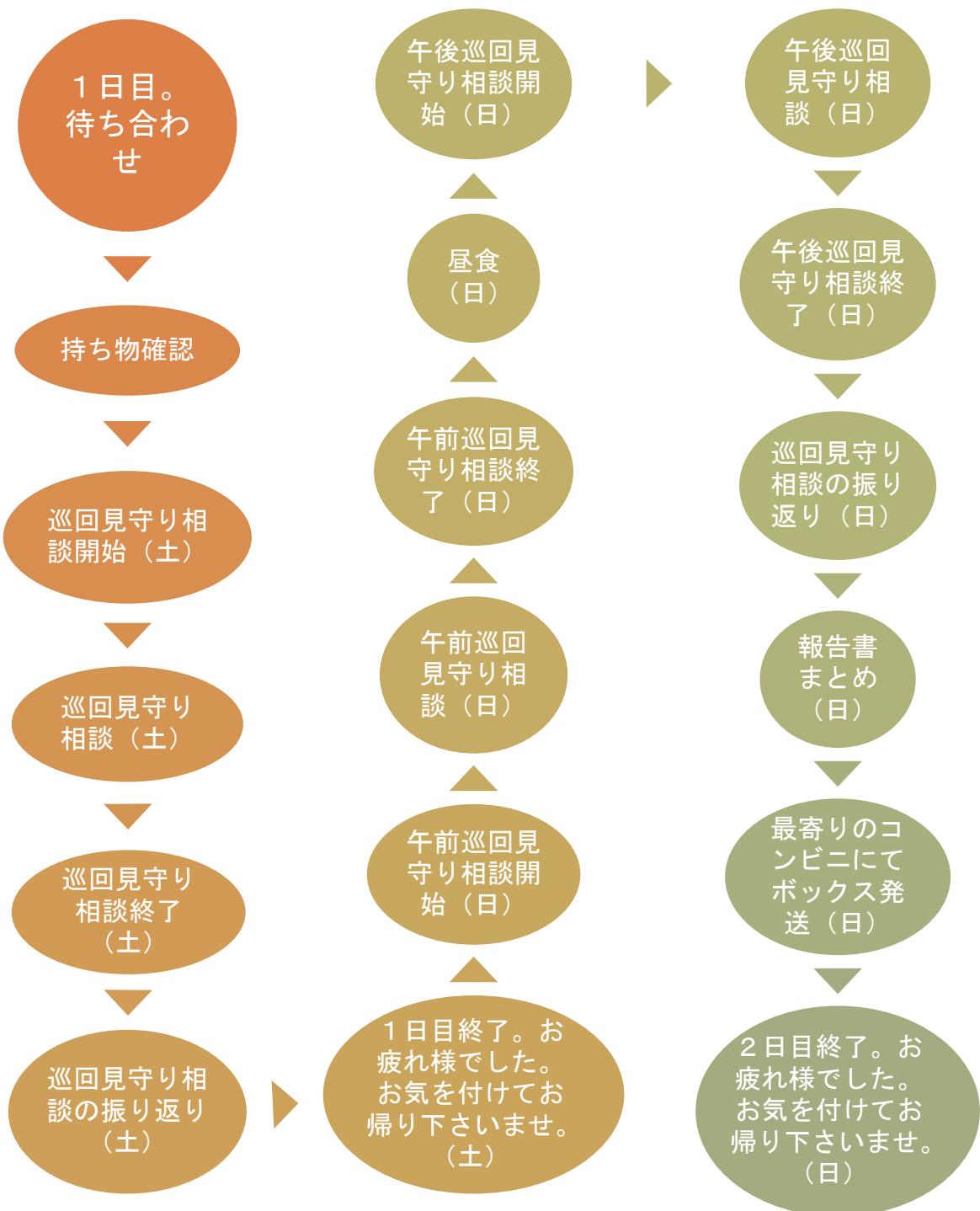
巡回相談パッケージへの内包物を確認し、着払い宅配伝票にて、最寄りのコンビニから発送をお願いいたします。

また、宅急便について、ローソンの伝票とセブン及びファミマの伝票が異なりますのでご注意ください。

返信内包物	チェック欄□
ビブス 5着	<input type="checkbox"/>
身分証 5個	<input type="checkbox"/>
チラシ 残部	<input type="checkbox"/>
ご記入後の相談票・未記入相談票	<input type="checkbox"/>
報告書・報告書ファイル	<input type="checkbox"/>
クリップボード 5個	<input type="checkbox"/>
ボールペン 5本	<input type="checkbox"/>
ガムテープ 1本	<input type="checkbox"/>

# チャプター フロー

## 巡回見守り相談プロセス



日本司法書士会連合会  
【資料4】

令和2年（2020年）3月11日

東日本大震災から9年を迎えて（会長声明）

岩手県司法書士会  
会長 小山田 泰彦

平成23年3月11日の東日本大震災から9年が経ちました。

あらためて、震災の犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

当会は、全国の司法書士の協力のもと、仮設住宅への戸別巡回見守り相談を通じて、被災した方々に寄り添い、支援する活動を続けて参りました。これまでの活動の中で、お一人おひとりの抱える問題が各々異なり、多様かつ重層的であることを実感してきました。これは、その地域における被害状況や、被災した方々のご事情がそれぞれ異なるためです。

被災した方々に寄り添い、適切な支援を続けるためには、それぞれ異なる被害状況やご事情に合わせた、ニーズの把握、そして、そのニーズに沿った支援を届ける必要があります。それによってはじめて、被災した方々にとって適切な支援及び情報提供となり得ます。

このような考えのもと、これまでの活動を行って参りましたが、司法書士・司法書士会だけではカバーできない、多様かつ重層的な問題が多くありました。多様なニーズに応える、きめ細やかな支援を行うためには、行政や他の専門士業団体等との連携が必要不可欠であると痛感し、今後に向けてもその重要性を感じているところです。

災害対策基本法は、国及び地方公共団体に対し、ボランティアとの連携を求めています（第5条の3）。他方で、専門士業団体や、多様な活動を行っている民間団体との連携については触れられていません。多様かつ重層的な問題を解決に向けて支援するためには、専門士業団体等との連携も欠かせないと認識のもと、災害関連の法制度の在り方についても理解を深め、提言を行っていく必要もあると考えています。

必要な支援がそれぞれ異なるように、生活再建や復興のかたちもまた様々です。当会では、最後のお一人が生活再建を果たすまで、必要な活動を続けていく決意です。

また、今後の災害支援活動において活かすことができるよう、これまでの活動で得た経験を伝えることにも力を注いでいきます。